

京田辺市民まつり 2025
企画運営及び会場設営等業務 公募型プロポーザル
実施要領

1 本要領の趣旨

京田辺市民まつり 2025 企画運営及び会場設営等業務について、企画提案を求め、各事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要事項を定めるものとする。

2 本業務目的

京田辺市民まつりを開催することで、京田辺市民がつながり、本市の豊かな自然や歴史・文化と産業・交通利便性を調和させ、新たなまちの魅力を創造することで、誰もが住み続けたい「緑豊かで健康な文化田園都市」を目指すものである。

【コンセプト】「つながる 楽しむ 誇れる 京田辺」

3 業務の概要

(1) 件名

京田辺市民まつり 2025 企画運営及び会場設営等業務

(2) 業務内容

京田辺市民まつり 2025 企画運営及び会場設営等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）とおり

※ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として特定された企業と京田辺市民まつり実行委員会（以下、「実行委員会」と言う。）の協議のうえ、仕様を変更することができるものとする。

(3) 委託期間

契約を締結した日～令和8年3月16日（月）

4 委託上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(1) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、実行委員会は契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 契約金額のうち対象経費は、本事業に係る人件費、謝礼、交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、広報費、会場費、警備費、光熱水費、事務経費等の一切を含

むものとする。

5 参加資格

(1) 参加資格及び条件

プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当しない者に限ります。なお、複数の法人からの共同提案を妨げるものではありませんが、この場合は、すべての法人について、当該要件に該当しないことが必要となります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者。
- ② 京田辺市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者。
- ⑤ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- ⑥ その他、本実行委員会が契約の相手方として不適当と判断する者。

6 プロポーザルに関する日程等

項目	日 程	
質疑受付期間	令和7年4月16日（水）から 令和7年4月22日（火）まで	質問書（様式第1号）
質疑に対する回答 ※各社にメール等で回答	令和7年4月24日（木）まで	
参加表明書の提出期限	令和7年4月25日（金）まで	参加表明書（様式第2号） 参加表明書等受領書（様式第3号） 業務実績書（任意様式） 会社概要書（任意様式）
提案書等の提出期限	令和7年5月2日（金）まで	提案書類提出届（様式第4号） 提案書（任意様式） 工程表（任意様式） 業務実施体制表（任意様式）

		見積書（任意様式）
予備審査（4者以上の参加表明があった場合）	令和7年5月8日（木）	
審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年5月13日（火）	
結果発表（通知発送予定期）	令和7年5月16日（金）	

※項目内に期限の表示のあるものは、日程に掲げた日の午後5時までを期限とする。

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

※審査結果は書面にて通知する。

7 質問方法及び回答

（1）質問方法

質問の要旨を「様式第1号」に簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。

件名を「【質問】たなフェス2025（事業者名）」としてください。

※メール送信後2日以内に、電子メールを受理した旨の返事がない場合は、お手数ですが確認のために電話連絡をお願いします。

（2）送信先

festival@city.kyotanabe.lg.jp（京田辺市市民部 文化・スポーツ振興課 宛）

（3）受付期間

令和7年4月22日（火）17時まで

（4）回答方法

令和7年4月24日（木）までに質問メールに対して個別に返信します。

（5）その他

全ての事業者に伝達すべき事項と市が判断した場合は、質問及び回答内容を共有する場合があります。

8 現地見学（希望事業者のみ）

（1）実施期間

令和7年4月18日（金）～4月22日（火）9時～17時 ※土日祝を除く

（2）事前予約

希望する事業者は、事前に文化スポーツ振興課（京田辺市民まつり実行委員会事務局（以下、「事務局」と言う。））担当者まで電話連絡し承諾を得てください。

（3）留意事項

各事業者1度限りとし、時間は2時間程度とします。

9 参加表明書の提出方法等

(1) 提出期限

令和7年4月25日（金）17時まで

(2) 提出方法

メールで提出すること。

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 業務実績書（任意様式）
- ③ 会社概要書（任意様式・A4版）

10 提案書の提出方法等

(1) 提出期限

令和7年5月2日（金）17時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送で10部（正本1部・副本9部）提出すること。

(3) 提出書類

次の書類を1部ずつまとめてA4版左2点綴じで提出すること。

（ア）提案書類提出届（様式第4号）※正本のみ押印すること。

（イ）提案書（任意様式）

（ウ）工程表（任意様式）

（エ）業務実施体制表（任意様式）

（オ）見積書（任意様式）

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。業務内容ごとの積算内訳を記載すること。

(4) 提案を求める内容

（ア）仕様書との整合を十分に図り、本市の現状・課題及び社会情勢等を踏まえた業務に対する基本的な考え方。

（イ）業務内容の具体的な実施手順（追加提案等も含む。）

（ウ）本業務の実施体制

本業務を総括して担当する者の氏名、業務実績、経歴等を記載すること。

本業務に携わる者の部署の名称・人数を記載すること。

（エ）その他重要な項目や有効な手段

(5) 提案書等作成の留意事項

（ア）提案は1事業者1提案とする。

（イ）A4版縦向き横書きを基本とするが、表現の都合により横向き又は縦書き

することは差し支えないものとする。また、単色・カラーは自由とする。

- (ウ) 別冊資料の添付は不可とし、A3版の資料は折りたたんで綴じることができれば可とする。
- (エ) ページ数はA4版片面を1ページとし、A3版の片面はA4版2ページで換算する。なお、表紙及び目次は枚数に含まないものとする。
- (オ) 提案において、本実行委員会の作業、負担等が発生する場合は明示すること。

1.1 事業者の審査・選定方法

- (1) 本業務の審査・選定は、公募型プロポーザル方式により事務局において実施する。
- (2) 4者以上から提案書の提出があった場合、事務局において提出書類による予備審査を実施し、上位3者を審査会の対象とする。
- (3) 審査会の審査委員は、提出書類、プレゼンテーション審査等を別紙「京田辺市民まつり2025企画運営及び会場設営等業務 公募型プロポーザル審査基準表」に基づき採点し、全審査委員の合計点が最も高い者から第1順位として順位を選定する。なお、最高合計点が同点の場合、見積金額が低い者を第1順位として選定する。
- (4) 合計点が満点の6割未満の者は契約を締結しないものとする。
- (5) 提案書の提出事業者が1者の場合であっても審査会による審査を実施する。
- (6) 審査会・予備審査とともに、非公開とし、審査の内容及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

1.2 プrezentation及びヒアリング審査

審査会では、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施し、最適者及び最適者の次に優れた提案をする者（以下「次点者」という。）をそれぞれ1者選定する。

原則として提案された事業内容とするが、本実行委員会との協議により修正する場合がある。

実施予定日

令和7年5月13日（火）

- (1) 場所
京田辺市役所

(2) 実施方法

- (ア) 提出した提案書を基にスライド等を用いて説明すること。
- (イ) 審査会への出席者は3名以内とし、説明者は本業務に携わる予定の者とすること。
- (ウ) 説明時間は、各事業者30分程度とし、審査委員からの質疑を15分程度行う。
- (エ) プロジェクター及びスクリーンは本実行委員会で準備する。
- (オ) 審査会は、非公開とする。

※予備審査結果（実施した場合のみ）及び審査会の時間等の詳細は、提案書を提出した事業者全てに別途通知する。

(3) 審査（評価）基準

評価項目	評価基準	配点	
審査	参加表明者の実績及び実施体制【20点】	業務実績はあるか。 業務実施体制は整っているか。	10 10
	提案内容【80点】	コンセプトを踏まえた、イベント企画内容となっているか。 京田辺市の文化・観光・農商工等の産業に寄与するイベント企画内容となっているか。	10 15
		子どもや家族連れ等の来場者の満足感を意識した内容となっているか。	15
		集客を意識した内容となっているか。	10
		会場の配置及び装飾、導線等は、まつりらしいイメージを創出し、安全面を十分に考慮したものであるか。	15
		近い将来、当該イベントが自立・自走できるような妥当なコストとなっているか。	15
	合計		100

1.3 審査結果

審査結果は、審査会から1週間以内に参加事業者にメールにて通知するとともに、京田辺市役所公式ホームページに掲載する。

1.4 契約に関する基本事項

(1) 優先交渉権者の決定

審査会での審査結果、第1順位に選定された事業者を優先交渉権者とする。なお、最高点の事業者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な事業者を優先交渉権者とする。契約交渉の結果、合意に至らなかった場合は、第2順位の事業者と契約の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、提案書に基づき契約を締結する事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約方法

「京田辺市民まつり実行委員会」と契約締結を行う。

(4) 契約締結予定日

協議終了後、速やかに契約締結を行う。

(5) 支払条件

精算払い

1 5 その他

- (1) 本実施要領、仕様書及び各様式は、京田辺市役所公式ホームページからダウンロードするものとする。
- (2) 参加する事業者は、提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (3) 書類の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザルに係る全ての費用は、参加する事業者の負担とする。
- (4) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とする。
- (5) 提出書類は返却しないものとする。
- (6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めないものとする。ただし、やむを得ない理由による修正又は変更が生じた場合で、本実行委員会が承諾したもののはこの限りでない。
- (8) 提案書の提出後に補足資料の提出を求めることがある。
- (9) 提案書の著作権は、各事業者に帰属するものとする。ただし、本実行委員会が本プロポーザルの審査等において必要と判断した場合、提案書の使用、無償で複製及び公開ができるものとする。
- (10) 提案書は事業者の選定を目的としたものであり、契約後の業務においては提案内容の一部の変更を求めることがある。
- (11) 本実行委員会が必要と判断した場合、本実施要領の一部を変更又は追加することができるものとする。

1 6 問合せ先・提出先

京田辺市民まつり実行委員会事務局（京田辺市役所市民部文化・スポーツ振興課）

担当：渡邊

【所在地】 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地

（京田辺市役所 4階 文化・スポーツ振興課内）

【電話】 0774-64-1300

【FAX】 0774-64-1305

【メール】 festival@city.kyotanabe.lg.jp

年 月 日

(あて先) 京田辺市民まつり実行委員会 会長 鈴木 俊寛

所在地

商号又は名称

代表者

プロポーザルに関する質問書

京田辺市民まつり2025企画運営及び会場設営等業務委託プロポーザルに関して、次の項目について質問します。

質問事項

質問事項

※質問事項が多い場合は、別紙を使用すること。

※項目番号はつけないものとする。

参 加 表 明 書

京田辺市民まつり2025企画運営及び会場設営等業務委託プロポーザル
に参加を表明します。

年 月 日

(あて先) 京田辺市民まつり実行委員会 会長 鈴木 俊寛

提出者)

所在地
商号又は名称
代表者

作成者)

担当部署
氏名
T E L
F A X
E-mail

参加表明書等受領書

京田辺市民まつり2025企画運営及び会場設営等業務委託プロポーザルの
参加表明書を受領しました。

年 月 日

提出者)

所在地

商号又は名称

代表者

受付番号	
受付印	

提案書等提出届

京田辺市民まつり2025企画運営及び会場設営等業務委託に関する
提案書等を提出いたします。

年 月 日

(あて先) 京田辺市民まつり実行委員会 会長 鈴木 俊寛

提出者) 所在地商号又は名称
代表者

作成者) 担当部署
氏名
TEL
FAX
E-mail

(参加表明書等受領書受付番号 : ____)

